

平成25年度 在宅介護支援センター事業計画

(1) 目的

地域包括支援センターの協力機関として在宅介護支援センターは市内6ヶ所に設置され、地域の相談窓口として福祉や介護の専門知識を有する相談員が、支援を要する高齢者や障害者への状況把握や見守り訪問、また生活の状況の変化に応じた、福祉サービスや介護保険サービスへの申請代行、自立した生活を維持する為の、介護予防教室や家族介護者の為の教室の開催などの業務を担っている。

(2) 長期目標

- ① 地域包括支援センターや在宅介護支援センターの役割を周知していない方への周知に向けての活動を続ける。
- ② 多様化、複雑化していく地域住民のニーズに答えていくため、援助技術の向上に向けて日々努力し、スキルアップに努める。
- ③ 富田林市内に在住の要援護高齢者・障害者、要援護となるおそれのある高齢者・障害者又はその家族に対し、心身の健康の維持、増進や生活の安定、福祉、医療の向上などに必要な援助や助言を行う。
- ④ 認知症予防などを主なテーマに、介護予防事業として介護予防教室に取り組み、認知症サポーター養成DVDなどを上映、活用し、地域住民の理解、協力を得る。
- ⑤ 各関係機関に、在宅支援センターとして独自性のある活動を提案していく。

(3) 短期目標

- ① 地域の総合相談窓口の継続、相談に対しての迅速な対応をする。
- ② 地域包括支援センターと連携し、地域資源マップを作成するとともに、地域ケアシステムの構築を図る。

(4) 利用対象者

富田林市内在住で、おおむね65歳以上の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者又はその家族、上記に関与する各関係機関、民生委員、近隣、知人等。

(5) 業務内容

- ② 在宅介護についての各種相談に対し、電話及び来所面接相談、訪問面接相談により24時間体制で応じる。
 - ① 訪問、電話等による定期的安否確認や見守りを行う。
 - ③ 緊急時の相談に対しての適切な助言、各関係機関への連絡。
 - ④ 地域包括支援センターとの連携と調整。
 - ⑥ 新規相談者の初回状況把握訪問について、情報収集機関としての役割を担う。
 - ⑦ 各種公的機関サービス適用時についての調整、及びそれに伴う利用申請手続きの代行業務。
 - ⑩ 軽度生活援助サービス利用者に対して、サービス計画書を作成し、要介護状態への進行の防止、自立した生活の継続が出来るよう定期的モニタリングを実施し支援して行く。
 - ⑧ 高齢者、障害者向けの住宅改修、改造等に関する相談、助言、調整を行う。
 - ⑨ 医療、福祉、保健サービスに関する情報の提供と啓発
 - ⑨ 緊急通報システムに登録されている方で、介護保険サービスを利用されていない方を対象に、不慮の事故防止や孤独感を解消する事を目的に高齢者宅を訪問し、状況把握や見守り訪問をする。
 - ⑪ 介護予防事業として、地域で介護予防教室を開催する。
 - ⑫ 家族介護者のための教室を開催し、介護体験に重点を置き、他期間、他業種と連携し、内容の充実を図り、介護者のニーズにあった教室作りをめざす。
- ⑤ 第2、第3中学校区担当の第2包括支援センターと在宅介護支援センターとで、「この街支え隊会議」を開催し、情報交換や地域支援などを進めてゆく。